

参議院法務委員会會議録第十一号

昭和三十八年四月二十三日(火曜日)
午前十時十七分開会

委員の異動

三月二十六日

日高 広為君

三月二十七日

森田 タマ君

二木 謙吾君

重宗 雄三君

三月二十八日

後藤 義隆君

松野 孝一君

三月二十九日

安井 謙君

上林 忠次君

四月八日

田中 茂穂君

平井 太郎君

四月十日

宮澤 喜一君

野村吉三郎君

小沢久太郎君

四月十八日

委員手島榮君は逝去された。

四月二十三日

重宗 雄三君

補欠選任

竹中 恒夫君

補欠選任

重宗 雄三君

補欠選任

重宗 雄三君

補欠選任

出席者は左の通り。

委員長

理事

委員

政府委員

法務政務次官

法務省刑事局長

事務局側

常任委員

会専門員

西村 高兄君

杉浦 武雄君

田中 啓一君

竹中 恒夫君

武藤 常介君

山高しげり君

野本 品吉君

竹内 壽平君

本日、本日の会議に付した案件

○理事の補欠互選の件

○刑事事件における第三者所有物の没収手続に関する応急措置法案(内閣送付、予備審査)

○委員長(鳥島徳次郎君) それでは、ただいまから法務委員会を開会いたします。

本日は、まず、理事の補欠互選を行います。

去る三月二十八日、理事後藤義隆君及び松野孝一君が委員を一時辞任されましたため、理事に欠員を生じておりますので、その補欠互選を行ないたいと存じます。

互選の方法は、慣例によりまして、委員長の名に御一任願いたいと存じます。

委員手島榮君は逝去された。

四月二十三日

重宗 雄三君

補欠選任

竹中 恒夫君

補欠選任

重宗 雄三君

補欠選任

重宗 雄三君

補欠選任

重宗 雄三君

補欠選任

【異議なし】と呼ぶ者あり

○委員長(鳥島徳次郎君) 御異議ないと認めます。それでは、私より、後藤義隆君及び松野孝一君をそれぞれ理事に指名いたします。

○委員長(鳥島徳次郎君) 次に、刑事事件における第三者所有物の没収手続に関する応急措置法案を議題といたします。

まず、政府から提案理由の説明を聴取いたします。野本法務政務次官。

○政府委員(野本法務政務次官) 刑事事件における第三者所有物の没収手続に関する応急措置法案について、その趣旨を御説明いたします。

刑法及各種の取り締まり法令の罰則の中には、再犯を防止する等の刑事政策的な見地から、犯人である被告人以外の第三者の所有する物についても、それが犯罪の用に供された場合等には、被告人に対する附加刑としてこれを没収する規定が設けられております。これがいわゆる第三者没収の制度であります。この第三者没収の制度に關しましては、かねてから論議の存するところでありました。昨年十一月二十八日、最高裁判所大法廷は、関税法違反事件に關して、第三者が被告人に對する附加刑の効果を以て所有物を没収する場合に、その第三者に對しても、告知、弁解、防禦の機会を与えることが必要であり、これなくして第三者の所有物を没収することは適正な法律手続によらないで財産権を侵害する制裁を科するにほかならない、したがって、かような手続に關する規定が設けられていない現行法制のもとで、第三者の所有物を没収することは、憲法第三十一条に違反し、ひいては同第三十九条違反の結果となる旨の判決を言い渡しました。この違憲判決によつて、手続規定が整備されない限り、麻薬、密輸貨物、密造酒等のような本来没収されるべき物件についても、それが第三者の所有物であるときは没収できないといふのは、不合理な事態が生ずることとなり、早急にこれに對処する立法措置が必要とされるに至つたのであります。

ところで、現行の没収制度につきましても、右の判決に示された手続規定の不備にとどまらず、諸外国における近時の立法例や改正刑法準備草案に見られるような、没収を附加刑としない立場からも再検討を要するのであります。そのためには、手続法のみならず、実体法についても根本的な改正を加える必要があると考えられるのであります。それにはかなりの日時を要する見込みでありますので、今回の法案は、とりあえず右の違憲判決によつて生じた障害を除去するための必要最小限度の応急措置を講ずるため、第三者保護のための手続規定を設けるにとどめたものであります。したがって、この法案は、将来刑法改正作業等によつて没収制度が抜本的に整備されました場合には当然廃止されるべきものであります。

この法案におきましては、まず第一に、刑事事件において被告人に對する附加刑として第三者の所有物を没収する場合に、事前にその第三者に對し被告事件に参加する機会を与え、参加が許された第三者には、没収に關し、意見陳述、立証、上訴等につき原則として被告人と同一の訴訟上の権利を賦予し、このような手続がとられない限りは、没収の裁判をすることができないものと定めて、事前参加の方法によつて第三者保護の手続を規定いたしました。次に第二として、万一、法律上没収することのできない物について没収の裁判が確定した場合に、自己の責めに帰することのできない理由によりその裁判の言い渡し前に権利を主張することができなかった第三者に對し、事後救済の方法として、一定の要件及び手続のもとに、確定裁判の没収部分の取り消しを請求する権利を認めることにいたしました。かように、両者相まつて、今回の違憲判決の要請する趣旨に適合するよう措置を講じたものであります。

以上が、刑事事件における第三者所有物の没収手続に關する応急措置法案の趣旨であります。

なにとぞ、慎重御審議のうえ、すみやかに御可決下さいませようお願い申し上げます。

○委員長(鳥島徳次郎君) 以上で説明は終わりました。本案に對する質疑は、後日に譲りたいと存じます。

第三部 法務委員会會議録第十一号

昭和三十八年四月二十三日【参議院】

本日は、これにて散会いたします。
午前十時二十四分散会

三月二十九日本委員会に左の案件を付託された。

一、皇室の尊厳を守るための法律制定に関する請願(第二三二〇号)
一、長野地方法務局半礼出張所存続に関する請願(第二三二八号)

第二三二〇号 昭和三十三年三月十五日受理

皇室の尊厳を守るための法律制定に関する請願

請願者 札幌市北二十一条西七丁目 佐藤彰良外六百二十五名

紹介議員 井川 伊平君

日本国憲法には、天皇は日本国及び日本国民統合の象徴であると規定しているが、まことに皇室は日本国民の精神的支柱である。ゆえに国民は皇室に対し限りない尊敬の念と親愛の情をいだいているのである。しかるに最近国民の一部には公然と皇室をひぼうしてはばからないものが増加しており、この傾向を放置すれば皇室と国民との伝統的精神的関係は破壊され「国民統合」の核心が失われる危険さであり憂慮にたえないから、この際国会において、皇室の尊厳を守るための法律を制定せられたいとの請願。

第二三二八号 昭和三十三年三月十六日受理

長野地方法務局半礼出張所存続に関する請願

請願者 長野県上水内郡半礼村 長 小林幹雄外三名

紹介議員 木内 四郎君

当局は、本年四月をもつて、長野地方法務局半礼出張所の廃止を考慮されているようであるが、(一)土地、家屋その他登記事務の対象となる基礎客體は、隣接する出張所より半礼出張所管轄区内の方が多くの要件をそなえていること、(二)事務処理件数は、年々増加の傾向をたどっているが、登記を要するもので未処理のまま放置されている件数は実に多く、管内で三万件以上にのぼることが予想される、なお、これは今後、道路の整備、福祉施設、統合中学の建設及び農業基盤整備による交換、分筆、移転などにより著しい増加の傾向をかかえていること、(三)半礼付近は、上水内郡北方三町村(三水村、半礼村、信濃町)の中心地的場所であり、現在も三町村を所轄する警察分署、高等学校、県農業改良事務所及びバス営業所など各出先機関が集中していること、(四)現出張所の庁舎及び付属建物は、昭和十三年に半礼村が再新築したもので、当時の村長は「将来長く現位置に存置されること」を条件に、当局の注文とどりの設計で建築したものであること、(五)半礼村、三水村は、従来同様に、出張所の施設の改善あるいは事務の利便のため、万全を期すよう協力を惜しまぬ所存であること等を考慮されて、本出張所を現状のまま存続せられたいとの請願。

四月一日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。

一、刑事事件における第三者所有物の没収手続に関する応急措置法案

刑事事件における第三者所有物の没収手続に関する応急措置法案

刑事事件における第三者所有物の没収手続に関する応急措置法案(この法律の趣旨)

第一条 刑事事件における被告人以外の者の所有に属する物の没収手続については、当分の間、この法律の定めるところによる。

(告知)

第二条 検察官は、公訴を提起した場合において、被告人以外の者(以下「第三者」という。)の所有に属する物(被告人の所有に属するか第三者の所有に属するかが明らかでない物を含む。以下同じ。)の没収を必要と認めるときは、すみやかに、その第三者に対し、書面により、次の事項を告知しなければならない。

一 被告事件の係属する裁判所
二 被告事件名及び被告人の氏名
三 没収すべき物の品名、数量その他その物を特定するに足りる事項
四 没収の理由となるべき事実の要旨
五 被告事件の係属する裁判所に對し、被告事件の手続への参加を申し立てることができる旨
六 参加の申立てをすることができる期間
七 被告事件について公判期日が定められているときは、公判期日

2 第三者の所在が判らないため、又はその他の理由によつて、前項の告知をすることができないときは、検察官は、同項に掲げる事項を官報及び新聞紙に掲載し、かつ、検察庁の掲示場(第十四日間掲示して公告しなければならない。ただし、価額が五千円に満たないことが明らかでない物については、検察庁の掲示場における掲示をもつて足りる)。

3 検察官は、前二項の規定による告知又は公告をしたときは、これを証明する書面を裁判所に提出しなければならない。

(参加の手続)

第三条 没収されるおそれのある物を所有する第三者は、第一審の裁判があるまで(略式手続又は交通事件即決裁判手続による裁判があつたときは、正式裁判の請求をするまでの期間が経過するまでとし、この場合において、正式裁判の請求があつたときは、さらに通常の規定による第一審の裁判があるまでとする。以下同じ。)、被告事件の係属する裁判所に對し、書面により、被告事件の手続への参加を申し立てることができる。ただし、前条第一項又は第二項の規定による告知又は公告があつたときは、告知又は公告があつた日から十四日以内に限り、検察官が前条第一項又は第二項の規定により告知又は公告した裁判所が被告事件を移送した場合において、その裁判所に参加の申立てがあつたときは、申立てを受けた裁判所は、被告事件の移送を受けた裁判所にその申立ての書面を送付しなければならない。この場合において、その書面が送付されたときは、参加の申立ては、は

じめから、被告事件の移送を受けた裁判所に對してされたものとみなす。

3 裁判所は、参加の申立てが法令上の方式に違反し、若しくは第一項に規定する期間の経過後にされたときは、又は没収すべき物が申立人の所有に属しないことが明らかであるときは、参加の申立てを棄却しなければならない。ただし、第一項ただし書に規定する期間内に参加の申立てをしなかつたことが、申立人の責めに帰することのできない理由によると認めるときは、第一審の裁判があるまで参加を許すことができる。

4 前項の場合を除き、裁判所は、申立人の参加を許さなければならぬ。ただし、没収をすることができないか又はこれを必要としないう旨の検察官の意見を相当と認めるときは、参加の申立てを棄却することができる。

5 裁判所は、参加を許した場合において、没収すべき物が参加を許された者(以下「参加人」という。)の所有に属しないことが明らかになつたときは、参加を許す裁判を取り消さなければならない。没収をすることができないか又はこれを必要としないう旨の検察官の意見を相当と認めるときは、参加を許す裁判の取り消すことができる。

6 参加に関する裁判は、申立人又は弁護人の意見をきき、決定しなければならない。検察官又は申立人若しくは参加人は、参加の申立てを棄却する決定又は参加を許す

裁判を取り消す決定（第四項ただし書又は前項後段の規定による決定を除く。）に対し、即時抗告をすることができず。

7 参加の取下げは、書面で行なわれなければならない。ただし、公判期日においては、口頭で行なうことができる。

（参加人の権利）

4 参加人は、この法律に特別の規定がある場合のほか、没収に關し、被告人と同一の訴訟上の権利を有する。

2 前項の規定は、参加人を証人として取り調べることを妨げるものではない。

（参加人の出頭等）

5 参加人は、公判期日に出頭することを要しない。

2 裁判所は、参加人の所在が判らないときは、公判期日の通知その他書類の送達をすることを要しない。

3 裁判所は、公判期日に出頭した参加人に対し、没収の理由となるべき事実の要旨、その参加前の公判期日における審理に関する重要な事項その他参加人の権利を保護するために必要と認める事項を告げたりし、没収について陳述する機会を与えなければならない。

（証拠）

6 参加人の参加は、刑事訴訟法（昭和二十三年法律第三十一号）第三百二十条から第三百二十八条までの規定の適用に影響を及ぼさない。

2 裁判所は、刑事訴訟法第三百二十条第二項本文、第三百二十六条

又は第三百二十七条の規定により証拠とすることができず、書面又は供述を取り調べた場合において、参加人がその書面又は供述の内容となつた供述をした者を証人として取り調べることを請求したときは、その権利の保護に必要と認めらる限り、これを取り調べなければならない。参加人の参加前に取り調べた証人について、参加人がさらにその取調べを請求したときも、同様とする。

（没収の裁判の制限）

7 第三者の所有に属する物については、その第三者が参加を許されていないときは、没収の裁判をすることができない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- 1 第二項第一項又は第二項の規定による告知又は公告があつた場合において、第三項第一項ただし書に規定する期間が経過したとき（没収すべき物が申立人若しくは参加人の所有に属しないことが明らかであることを理由とし、又は没収をすることができないか若しくはこれを必要としない旨の検察官の意見に基づいて、参加の申立てが棄却され、又は参加を許す裁判が取り消された場合を除く。）。
- 2 参加の申立てが法令上の方式に違反したため棄却されたとき。
- 3 参加の取下げがあつたとき。

（上訴）
8 原審における参加人は、上訴審においても、参加人としての地位を失わない。

2 参加人が上訴をしたときは、検察官及び被告人が上訴をせず、又は上訴の放棄若しくは取下げをした場合においても、原審の裁判中、没収に關する部分は、確定しない。

3 前項の場合において、被告人は、上訴審及びその後の審級における公判期日に出頭することを要しない。刑事訴訟法第三十六条、第三十七条、第二百八十九条及び第二百九十条の規定は、適用しない。

4 前二項の規定は、略式手続又は交通事件即決裁判手続による裁判に對して参加人が正式裁判の請求をした場合に準用する。

（訴訟能力）

9 第三者が法人であるときは、その代表者が、法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあるものであるときは、その代表者又は管理人が、訴訟行為についてこれを代表する。

2 第三者が意思能力を有しないとときは、その法定代理人（親権者が二人あるときは、各自）が、訴訟行為についてこれを代理する。

3 刑事訴訟法第二十七条第二項並びに第二十九条第一項及び第三項の規定は、この法律の規定により被告事件の手續に關する第三者に準用する。この場合において、同法第二十九条第一項中「前二条」とあるのは、「刑事事件における第三者所有物の没収手續に關する応急措置法第九条第一項又は第二項」と読み替へるものとする。

（代理人）

10 この法律の規定により被告事件の手續に關する第三者は、弁護士の中から代理人を選任し、これに訴訟行為を代理させることができる。

2 代理人の選任は、審級ごとに、代理人と連署した書面を差し出しなければならない。

3 代理人は、参加人の書面による同意がなければ、参加の取下げ、正式裁判の請求の取下げ又は上訴の放棄若しくは取下げをすることができない。

4 刑事訴訟法第三十三条から第三十五条まで及び第四十条の規定は、代理人に準用する。

（訴訟費用）

11 没収の裁判をしたときは、被告人に負担させるものを除き、参加によつて生じた訴訟費用を参加人に負担させることができる。参加を許す裁判を取り消したときは、又は参加の取下げがあつたときも、同様とする。

2 前項前段の規定により参加人に訴訟費用を負担させるときは、没収の裁判と同時に、職権でその裁判をしなければならぬ。この裁判に對しては、没収の裁判について上訴があつたときに限り、不服を申し立てることができる。

3 刑事訴訟法第八十一条第三項及び第三百六十八條から第三百七十一條までの規定は、参加人又は参加人であつた者に準用する。この場合において、同法第三百六十九條中「弁護人であつた者」とあるのは、「代理人であつた者」と読み替へるものとする。

替へるものとする。

（刑事訴訟法との關係）
12 第三者の所有に属する物を没収する手續については、この法律に特別の規定があるもののほか、刑事訴訟法による。

（没収の裁判の取消し）

13 法律上没収することのできない物について没収の裁判が確定したときは、その物の所有者で、自己の責めに歸することのできない理由により被告事件の手續において權利を主張することができなかつたものは、没収の確定裁判を知つた日から十四日以内に限り、没収の裁判をした裁判所に対し、その裁判の取消しを請求することができる。ただし、没収の裁判が確定した日から五年を経過したときは、その請求をすることができない。

2 前項の請求は、その理由となる事実を明示した趣意書を差し出し、してしなければならない。

3 第一項の規定による請求が法令上の方式に違反し、若しくは同項に規定する期間の経過後にされたとき、請求人がその責めに歸することのできない理由により被告事件の手續において權利を主張することができなかつたとき認められないとき、又は没収された物が請求人の所有に属しないものであつたことが明らかであるときは、請求人及び検察官の意見をきき、決定で請求を棄却しなければならぬ。請求人は、この決定に對し、即時抗告をすることができない。

4 前項の場合を除き、請求が理由

がないときは、判決でこれを棄却し、理由があるときは、判決で没収の裁判を取り消さなければならぬ。請求人又は検察官は、この判決に対し、上訴をすることができ。

5 裁判所は、趣意書に包含された事項について、請求人及び検察官に陳述をさせ、並びに請求人若しくは検察官の申立てにより又は職権で、必要と認める証拠の取調べをしなければならぬ。請求人が公判期日に出頭しない場合においても、その不出頭について正当な理由がないと認めるときは、その期日の公判手続を行ない、又は判決の宣告をすることができ。

6 請求を棄却したときは、訴訟費用を請求人に負担させることができる。請求の取下げがあつたときも、同様とする。

7 請求に関する裁判手続については、第三条第七項、第五条第二項、第九条、第十条並びに第十一条第二項及び第三項の規定を準用するほか、刑事訴訟の例による。

8 前項の規定にかかわらず、請求に関する裁判手続においては、請求人を証人として取り調べ、又は公判期日における供述に代えて書面を証拠とし、若しくは公判期日外における他の者の供述を内容とする供述を証拠とすることができ。

9 没収の裁判が取り消されたときは、刑事補償法（昭和二十五年法律第一号）に定める没収の執行による補償の例により、補償を行なう。

附 則

1 この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。

2 第十三条の規定は、この法律の施行前に第三者の所有に属する物を没収する裁判が確定した場合におけるその第三者についても、適用する。この場合において、その第三者がこの法律の施行前に確定裁判を知つたものであるときは、同条本文に規定する期間は、この法律の施行の日から起算する。

四月五日日本委員会に左の案件を付託された。

一、戦争犯罪関係者の補償に関する請願（第二四二〇号）（第二四八八号）

第二四二〇号 昭和三十八年三月二十三日受理

戦争犯罪関係者の補償に関する請願

請願者 長野県小県郡東部町田中 斎藤照之助外五名

紹介議員 小山邦太郎君

この請願の趣旨は、第六十一号と同じである。

第二四八八号 昭和三十八年三月二十八日受理

戦争犯罪関係者の補償に関する請願

請願者 山形県飽海郡遊佐町大字大蔵阿字坂下 北野兵蔵外四名

紹介議員 村山 道雄君

この請願の趣旨は、第六十一号と同じである。

四月十九日本委員会に左の案件を付託された。

一、皇祖天照大御神及び皇室の尊厳を守護するための法律制定に関する請願（第二五九九号）

第二五九九号 昭和三十八年四月十日受理

皇祖天照大御神及び皇室の尊厳を守護するための法律制定に関する請願

請願者 東京都中野区西町一八 山田雲峰外百二十

二名

紹介議員 石井 桂君

敗戦後、邪惡な宗教人及び無礼な非国民の中には、わが日本国の国体を忘れて皇祖天照大御神の神だを破り、神靈祖先の仏壇御札等を焼き捨てる者、その他皇室を侮辱する出版物を発行する者が出現するに至つてゐるが、このような有様ではわが日本国の国体を護持することは不可能であるから、皇祖天照大御神及び天皇皇室の尊厳を守護するに必要な法律をすみやかに制定せられたいとの請願。